

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和8年7月8日（水）

2 確認箇所

No. 4、No. 5 軽油タンク（4号機原子炉建屋西側）（図1）

3 確認項目

No. 4、No. 5 軽油タンクの状況

4 確認結果の概要

福島第一原子力発電所構内において、非常用ディーゼル発電機用の燃料を保管していたNo. 4及びNo. 5 軽油タンクについて、令和4年3月に実施された双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「消防本部」という。）の立入検査において、軽油タンクの不等沈下※¹の疑いや保有空地※²内への配管等の設置の不備※³が指摘された。その後、東京電力において、タンク内の油抜きを行い、使用を停止するなど是正措置が講じられた。今回、当該軽油タンクの状況について確認した。（前回調査：令和7年6月3日）

- ・No. 4及びNo. 5 軽油タンクエリア全体が西側に傾斜しており、エリア西側に雨水が滞留している状況を確認した。（写真1、写真2）

- ・消防本部から、防食コーティングによる配管の点検ができない状態について改善指示が出されていた箇所については、防食コーティングを剥がし、点検ができるようにした上で、表面の塗装が施されていることを確認した。（写真3）

※1 不等沈下：タンク近傍に設置されている凍土壁を形成する氷の成長に伴って地盤がわずかに隆起し、その結果、一部で沈下が生じたもの。

※2 保有空地：危険物の製造所、貯蔵所、取扱所の周囲に保有しなければならない空地であり、火災が発生した場合に、延焼防止及び防災活動に使用する空地である。保有空地は、その目的から地盤面は平坦で、上空には原則として障害物が存在してはならず、空地の幅は、その貯蔵量または取扱い最大数量により定められている。

※3 設備の不備：No. 4、No. 5 軽油タンクに係る双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指摘事項は以下のとおりである。

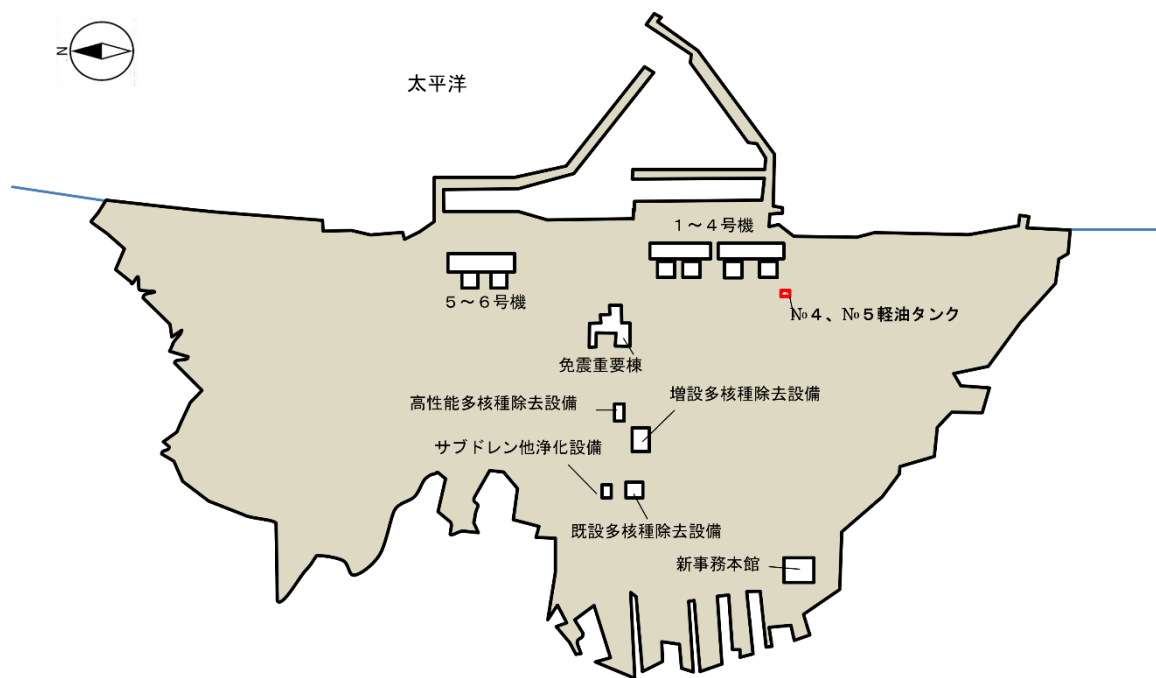
＜指摘事項＞

①軽油タンクポンプ設備周辺の配管が防食コーティングによりフランジ部の点検ができない状態になっていることから改善すること。

②軽油タンクの不等沈下が疑われる状態であることから、定期点検に基づき確認し、適切な対応を取ることを。

③軽油タンクの保有空地内に配管等が設置されていることから撤去すること。

④軽油タンクの構内道路を許可時の状態に改善すること。

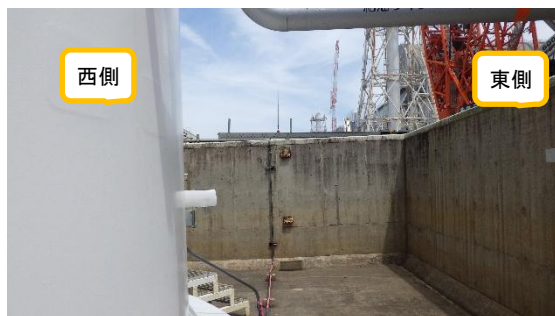


(図 1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真 1－1)

No. 4、No. 5 軽油タンク外観
(北東側から撮影)



(写真 1－2)

No. 4 軽油タンク堰内の勾配の状況
※西側の方が低く傾斜



(写真 1－3)

№. 5 軽油タンク 堤内の勾配の状況

※雨水の痕跡と堰側面の傾きが異なる



(写真 2)

№. 4 軽油タンクの堤内の状況



(写真 3)

軽油タンク西側の配管の状況

※白い配管が該当の配管

5 プラント関連パラメータ等確認

確認したデータについて、異常な値は確認されなかった。